

株式会社スリーS(以下、「当社」という)が提供する「見守りセキュリティサービス」の付帯サービスであるクランテ株式会社「スリーS 警備会社駆付けサービス」の利用にあたり、以下の内容を規約(以下「本規約」という。)として定めます。本規約をよくお読みの上お申し込み下さい。

<サービス内容>

第1条 当社のコールセンターは、「見守りセキュリティサービス」かつ「スリーS 警備会社駆付けサービス」の利用者本人、もしくは利用者本人が指定・許可した見守り者からの電話要請を受け、警備会社スタッフを現地へ出動させ、現地確認を行い確認した状況を報告します。

- (1)非常時の連絡メール等を受信した利用者本人、もしくは利用者本人に指定・許可されている見守り者は、現地確認が必要な場合、コールセンターに電話連絡し警備会社のスタッフによる現地確認を要請することができます。但し、地域により警備会社の駆付けができない場合があります。警備会社駆付け地域は変更される場合があります。
- (2)コールセンターはあらかじめ提出を受けた利用登録申込書に記載されている生年月日、暗証番号、キーワード等に基づいて、要請者の本人確認が完了した場合、警備会社スタッフによる現地確認の手配を致します。なお、到着時間は要請を受けてから概ね1時間以内を目安としていますが、天候や交通事情等の理由により事前にお約束できるものではありません。
- (3)警備会社スタッフは、現地へ到着次第、対象住戸を訪問しインターホン等を介して呼び掛けを行い、もし応答が無い場合は、外周及び建物の外観など可能な限り確認を行いコールセンターに報告します。
- (4)コールセンターでは、警備会社スタッフの確認報告を元に以下の通り対応致します。
 - ①異常が無いことまたは異常が解消されたことを確認できた場合要請者へ報告します。
 - ②利用者本人とも会えず、外観の異常も認められない場合は、確認した状況を要請者に報告します。
 - ③現地確認に出向いた警備会社スタッフは、コールセンターの指示・了承を得て現地を離任します。
 - ④異常が確認された場合は、異常内容により、警察・消防・救急の手配を行い、警備会社スタッフを現地に待機させ手配先の対処立会い対処完了確認までを指示します。
- (5)利用者本人、もしくは利用者本人が指定・許可した見守り者は、あらかじめ提出している利用登録申込書において希望意思表示をしていることを条件に、対象の住戸の状況報告を踏まえて部屋内の立入調査を要請する事が出来ます。
 - ①コールセンターは、立入調査の要請を受け現地に出向いた警備会社スタッフに待機するよう指示を行うと同時に、住戸管理者の出動を要請し、住戸管理者(または同等の権限を有する者)による開錠・破錠し部屋内の調査に立会います。
 - ②警備会社スタッフは部屋内の調査結果をコールセンターに報告します。報告を受けたコールセンターより、依頼者へその結果を報告します。
 - ③調査完了とともに、管理者は破錠した鍵を新たな鍵と交換し、利用者本人に引き渡します。利用者本人に引き渡せない場合、施錠し鍵は管理者がお預りします。
 - ④現地確認に出向いた警備会社スタッフは、コールセンターの指示・了承を得て現地を離任します。

<利用料>

第2条

- (1)警備会社スタッフの出動1回につき8,000円(消費税別)をご利用者あるいは契約申込者にお支払いいただきます。支払方法及び支払時期は下記の通りとする。

	支払方法	支払時期
1	銀行振込(請求書発行)※	毎月月末締め翌月末支払い
2	クレジットカード一括払い	クレジット契約に基づく期日

※ 1による振込手数料は利用者あるいは契約申込者負担とする

- (2)利用者本人が指定・許可した見守り者の出動要請についても、ご利用者あるいは契約申込者のお支払いとなります。
- (3)経済情勢の変動またはその他の事由により利用料を維持しがたい場合は、利用料を変更することがあります。
- (4)利用料のお支払いが遅滞した場合、利用料に加え支払期日の翌日から完済の日まで年14.6%の割合による遅延損害金の支払義務が発生します。

<届出>

第3条 利用者及び見守り者の氏名、住所、連絡先、メールアドレス、その他の届出事項及びその他必要事について変更等のある場合には、ご利用者より所定の用紙又はコールセンターにご連絡の上メールにて当社へ届け出て下さい。これを怠ったことよって生じた損害・クレーム等については、当社は一切の責任を負いません。

<免責事項>

第4条

- (1)天候・交通事情等により、警備会社が出動できない場合もしくは到着が遅延する場合があります。故意または重大な過失により生じたものである場合を除き、当社及び警備会社はそのために生じた損害について責任を負いません。
- (2)当サービスにおける警備会社の出動は警備業法に定める機械警備業務には該当しないため、利用者の住戸に到着するまでの時間を事前にお約束するものではありません。
- (3)当サービスにおける警備会社の出動は、住戸における利用者の状況確認のみを目的とするものであり、不法侵入者の排除等を行うものではなく、また利用者の生命・身体・財産その他一切の権利に対する責任は負いません。

<反社会的勢力でないことの誓約>

第5条

- (1)自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと。
- (2)自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと。
- (3)反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
- (4)自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ①相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - ②偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

<個人情報>

第6条 当社は、利用者より提供された個人情報については、次の場合を除き本人の同意なしで第三者に公開致しません。

- (1)あらかじめ当社が業務を委託する警備会社等に必要の限度において開示する場合
- (2)法的根拠に基づき要求された場合

<その他>

第7条 本規約に定めのない事項及び解釈上疑義を生じた事項については、当社及び利用者は誠実に協議のうえ、処理解決するものとします。

<裁判管轄>

第8条 当社及び利用者は、前条にかかわらず処理解決を図ることができない紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上